

京都市若年被害女性等支援事業補助金交付要綱

令和7年4月23日決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、様々な困難を抱える若年被害女性等に対する支援の充実を図るため、市内において女性支援を行う民間団体等に対する補助金の交付に関して、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 若年被害女性等 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第2条に定める困難な問題を抱える女性をいう。
- (2) 民間団体等 年間を通じて困難な問題を抱える女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等をいう。

（交付の対象）

第3条 この補助金は、民間団体等が行う若年被害女性等を対象とするアウトリーチ支援、居場所の提供に関する支援、自立支援に要する経費のうち、次の号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 事業に要する経費のうち、人件費（賃金、報償費、謝金、旅費。ただし、他の業務と兼任する場合は按分により算出する。）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を対象とする。
- (2) 前号のうち、備品購入費については、30万円未満とする。
- (3) 補助対象事業は京都市若年女性等支援事業補助金募集要領に定める期間において行わなければならない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に補助率（10分の10）を乗じて得た額を交付する。ただし、1申請に係る上限を400万円とする。

（交付の申請）

第5条 条例第9条の規定による申請は、京都市若年被害女性等支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により、次の各号に掲げる書類を添えて別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 団体の定款、規約、又はこれに代わる書類
- (4) 役員等名簿

- (5) 団体のこれまでの事業実績が分かる資料及び前年度の収支決算書
- (6) 個人情報取扱に係る規程
- (7) その他市長が特に必要と認め指示する書類

2 本事業の申請は、複数の民間団体等が合同で行うことができるものとする。その場合は、代表する団体を選出し、その団体がとりまとめて申請を行うものとする。

3 事業を行う団体は、補助金の交付申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付団体の選考に係る意見聴取会議の開催）

第6条 前条に定める申請について、補助金交付団体の選考を行うに当たり、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、専門家等からの意見聴取会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の委員は、学識経験者、弁護士、女性支援を行う関係機関等から市長が依頼し、又は任命する。

3 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の数は7名以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席又は協力を求めることができる。

（交付の決定）

第7条 市長は、条例第9条による申請が到達したときは、審査の上、30日以内に条例第10条各項の決定を行い、京都市若年被害女性等支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）又は京都市若年被害女性等支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（変更等の承認の申請）

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る承認の申請は、京都市若年被害女性等支援事業補助金変更承認申請書（第4号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に資すると考えられる場合
- (2) 事業目的及び事業効果に影響を及ぼさない事業計画の細部の変更である場合

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る承認の申請は、京都市若年被害女性等支援事業補助金中止・廃止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

(事業完了の届出)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市若年被害女性等支援事業補助金実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、交付対象事業完了から起算して30日以内に行わなければならない。

- (1) 補助事業の実施報告書
- (2) 補助事業の収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) その他実施事業の参考となる書類

2 事業を行う団体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 条例第19条の規定による補助金交付額の決定は、前条第1項の報告を受けた日から30日以内に行い、京都市若年被害女性等支援事業補助金交付額決定通知書(第7号様式)により申請者に通知する。

(補助金の概算払)

第11条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市若年被害女性等支援事業補助金概算払請求書(第8号様式)を市長に提出することとする。

2 概算払の額は、補助金を交付する団体の財政状況等を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ事業が実施できない最低限の額とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 事業を行う団体は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第9号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全額又は一部を納付させることがある。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、文化市民局長が定める。

附則

この要綱は令和7年4月23日から実施する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金交付申請書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
交付申請額	円
事業の目的	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	(1) 補助事業に係る事業計画書 (2) 補助事業に係る収支予算書 (3) 団体の定款、規約、又はこれに代わる書類 (4) 役員等名簿 (5) 団体のこれまでの事業実績が分かる資料及び前年度の収支決算書 (6) 個人情報の取扱いに係る規程

第2号様式（第7条関係）

京都市指令文共第 号
年 月 日

団体名

代表者名

京都市長
〔 担当 〕

京都市若年被害女性等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、 年度京都市若年被害女性等支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付予定額 円

2 補助金の交付

補助金は、事業完了後に交付することになります。

ただし、特に必要と認めるときは、事業完了前に交付予定額の一部について概算払をすることがあります。補助金の概算払を受けようとするときは、第7号様式を提出してください。

3 交付の条件

- （1）補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
- （2）実施に当たっては、京都市若年被害女性等支援事業補助金交付要綱及び令和7年度京都市若年被害女性等支援事業補助金募集要領の定めを遵守してください。
- （3）申請書及びその添付書類の記載事項を変更する場合は、第4号様式によりあらかじめ市長の承認を受けてください。
- （4）本事業を中止し、又は廃止しようとするときは、第5号様式によりあらかじめ市長の承認を受けてください。
- （5）事業終了後30日以内に、第6号様式に必要な書類を添えて提出してください。
- （6）上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。

第3号様式（第7条関係）

京都市指令文共第 号
年 月 日

団体名
代表者名

京都市長
〔 担当 〕

京都市若年被害女性等支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、 年度京都市若年被害女性等支援事業補助金について、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 補助申請額 円

2 不交付の理由

3 教示

- (1) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第4号様式（第8条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号の規定により変更の承認を申請します。	
交付申請額	円
変更の内容	
添付書類	

第5号様式（第8条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金中止・廃止承認申請書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第2号の規定により補助事業の中止・廃止の承認を申請します。	
対象事業	
交付決定日	年 月 日
決定番号	
中止・廃止年月日	年 月 日
中止・廃止の理由	

第 6 号様式（第 9 条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金実績報告書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条の規定により補助事業の実績を報告します。		
事業実績	対象経費	円
	補助金額	円
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
添付書類	(1) 補助事業の実施報告書 (2) 補助事業の収支決算書 (3) 領収書の写し (4) その他実施事業の参考となる書類	

文 共 第 号
年 月 日

団体名
代表者名

京都市長
担当

京都市若年被害女性等支援事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付け京都市若年被害女性等支援事業補助金実績報告書について、内容を審査した結果、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

記

交付決定額 円

（補助金等を減額して交付決定する場合のみ記載）

1 減額理由

2 教示

- (1) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金概算払請求書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市若年被害女性等支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、補助金の概算払を請求します。	
補助金交付予定額	円
概算払請求額	円
請求理由	

第9号様式（第12条関係）

京都市若年被害女性等支援事業補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（あて先） 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市若年被害女性等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により以下のとおり報告します。	
補助金額 （市長が決定した交付金額）	円
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額 （要返還額）※	円
添付書類	(1) 消費税確定申告書の写し (2) その他記載内容を確認するための書類

※ 仕入税額控除制度を活用していない場合も、0円と記載の上、報告してください。